



吹田市議会 すいた市民自治 〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号
TEL:06-6384-1231(代表) E-mail:info@shimin-jichi.net URL http://shimin-jichi.net

「すいた市民自治」会派は「市民が主役の社会」の実現をめざし、活動してまいります。

3月定例会終了後、大阪府議選、吹田市長選、吹田市議選と続いたため、3月定例会の報告が遅くなりましたこと、お詫び申し上げます。

吹田市議会のホームページですでに本会議議事録の速報版がアップされていますので、今回の通信は、ダイジェスト版として発行させていただきます。(いけぶち佐知子)

入札等監視委員会を設置

市長の付属機関として、入札等監視委員会を設置する条例案が提案され、議会で可決しました。

議会としても、グリーンニューディール基金事業にかかる調査特別委員会(100条委員会)の報告書の中で、下記のように提案しています。

第8 再発防止策

1 契約審査、入札制度に関する改革・改善

(4) 第三者機関の設置

入札、契約に関する事務を監視、検証するため、入札監視委員会などの第三者機関を設置することを求める。

また、その活動状況に関する資料を公表するなど透明性の確保を求める。

入札等監視委員会設置の議案の提案理由や参考資料では不明の点について、本会議質疑を行いました。

その結果、入札等監視委員会の性格、位置づけが明確になりました。

質問 担当する事務は、入札および契約についての調査審議となっている。

大阪市の場合、調査審議に加えて「市長に対す

る意見の具申」「苦情の処理に関する事務」が書かれているが、吹田市にはないのか。

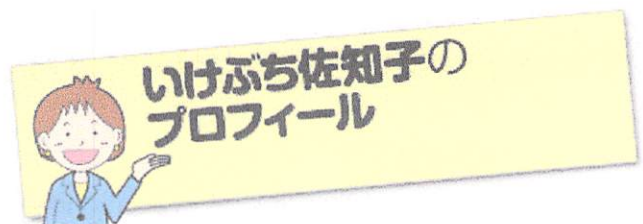
回答 【総務部長】工事、工事にかかわるコンサル業務、物品購入、修繕、業務委託、賃貸借契約で、予定価格が250万円以上について、調査審議する。苦情の申し立てがあれば調査審議し、市長に対して意見の具申も行う。

質問 調査審議対象の抽出はだれがどのような基準で行うのか

回答 【総務部長】予定価格が250万円以上の契約件名、契約金額、業者名、落札率などを記載した一覧表を委員会に提示し、委員に抽出してもらう。

質問 審議会の開催頻度はどの程度か、議事録の公表は行うのか

回答 【総務部長】年3回の開催を予定している。苦情申し立てがあれば随時開催する。議事録の公表は概要について情報公開課および市ホームページで公開する予定である。



- 1957年/和歌山県生まれ。
- 1979年/大阪大学薬学部卒業。薬剤師免許取得。
- 1994年/吹田市立女性センターに就職。地域の開発問題をきっかけに政治に関心を持つ。
- 1999年/市民のための市政を求めて立候補し、当選。現在4期目。

子育て・教育、福祉、環境、まちづくりの市民活動にかかわる。百条委員会委員(2012~13年度)。吹田市監査委員(2013年度)。議会事務局研究会会員。「女性を議会に 無党派・市民派ネットワーク」運営スタッフ。

職員のコンプライアンス、規範意識

いけぶちが 12 月に行った住民監査請求（職員措置請求）は受理後、棄却となりました。

行政の事務執行におけるコンプライアンス（法令遵守）に問題があると考え、一般質問しました。

<住民監査請求の概要>

男女共同参画センターに係る業務の一部を委託するための受け皿にしようと考えた担当部が、任意団体設立に至るまで、団体になり代わって職員が事務を行った。団体設立までの間に要した事務費、送料、部屋使用料がセンター負担となっている。

これらのことは、特定の任意団体への利益供与に当たり、市は団体に対して返還請求すべきである。

質問

住民監査請求に対する監査委員の意見（*）を受け、どう考え、対応するのか。

* 監査委員の意見から抜粋しまとめたもの

1. 受け皿となる団体設立のための事務事業は、準備段階から団体の育成事業として明確に位置づける必要があった。
2. 育成事業として予算措置を行い、議会審議や承認を経て慎重に実施されるべきであった。
3. 当該任意団体設立に係る事務手続き上の不備が数多く見受けられたことは、組織としてのチェック体制が十分機能していないことを示しており、内部統制上も問題があったと言わざるを得ない。
4. 今後、業務等の委託を実施しようとする場合、委託の妥当性、効率性および硬化性を十分検証し、市民に説明責任を果たし、随意契約ガイドラインや関係法令を遵守し、適正な契約手続きを取るよう強く要望する。

回答【副市長】 議員ご指摘の監査委員の意見に対し、職員一人一人に対する継続的な職員研修の徹底や、各部局内及び部局外からのリスクマネジメントの実施、さらには第三者による外部チェックなどを活用することにより、組織全体として業務執行の基本である法令遵守、あるいは規律保持を実現し、市民の信頼に添えてまいりたい。

いけぶちの意見 昨年、3月定例会前に、男女共同参画センターの業務の一部が知らぬ間に委託されることになっていることがわかりました。

なぜ特定の任意団体に単独随意契約で委託されることになるのか明らかにするため、団体設立に関する議会質問をしました。

1. 後付けの起案書

質問通告日にはすでに設立総会も終わっており、設立準備委員会と設立総会を実施するための起案は、その時点では作られていませんでした。通告を受けて、第1回準備委員会が開かれる前までさかのぼった日を起案日として、設置の起案書をその当時に作成していました。

2. 計画なしの予算提案

受託団体として受け皿となる団体が育っていることが委託の前提条件ですが、男女共同参画推進本部会議で、団体が育っていないことが明らかになっています。監査委員の意見の通り、昨年3月定例会では、団体育成事業として予算提案、予算審査しなければなりません。

3. 規範意識の欠如

100条委員会（前出）で単独随意契約の問題が指摘され、随意契約ガイドラインが作成されたにもかかわらず、安易に、800万円を超える委託を単独随意契約でしようとしたことは、「舌の根の乾かぬ内に」ということであり、コンプライアンスも規範意識も欠如している。

4. 細切れの時間、報酬で自立につながるのか
予算は可決されたが、5月定例会前に、担当部が委託を取りやめ直営に戻した。委託料の800万円を超える予算は、その大半が女性の社会参画、人材育成のためとして、市民スタッフ報酬などの名目で支出されている。これが本当女性の自立につながるのだろうか。